

商品概要説明書

n アグリ資金

(令和7年1月6日現在)

商品名	n アグリ資金
ご利用いただける方	<p>○ J Aが担い手と認定した組合員等。なお、担い手とは、以下のいずれかの要件を満たす方とします。</p> <p>①「実質化された人・農地プラン（地域農業マスタープラン）」において、「地域の中心となる経営体」として位置づけられた農業者（個人・法人・集落営農組織）</p> <p>②経営所得安定対策または収入保険制度に加入している認定農業者（法人を含む）及び集落営農組織</p> <p>③上記以外の園芸、果樹、畜産等を営む認定農業者（法人を含む）</p> <p>④その他 J Aが担い手と認めた組合員及び農業生産組織</p>
資金使途	<p>○ 農畜産物の生産・加工・流通・販売等農業経営に必要な設備資金および中・長期運転資金</p> <p>○ 農地取得および農地の借地料等の支払いに必要となる資金</p> <p>※ 本資金は、負債整理および生活関連事業は対象とせず、原則として他資金の借換えも行いません。</p>
借入金額	<p>○ 2,000万円以内かつ、所要額以内とします。</p> <p>※ 本資金を複数回ご利用いただく場合、借入実行額累計が2,000万円を超えることはできません。</p> <p>ただし、毎年1月4日～12月30日の期間における借入実行額累計の通算と致します。</p>
借入期間	○ 1年以上20年以内（据置期間2年以内）とします。
借入利率	○ 当 J A所定の利率といたします（固定金利）。詳細については、当 J Aの融資窓口にお問い合わせください。
借入方式	○ 証書借入とします。
返済方法	<p>○ 元金の返済方法は、元金均等年賦返済（毎回、一定額の元金を年1回支払う方法）とし、返済日は任意の特定月の20日とします。</p> <p>○ 利息の返済方法は、元金残高に応じた利息を、原則として以下の①または②の期日にお支払いいただきます。</p> <p>① 年1回支払い：元金返済日</p> <p>② 年2回支払い：元金返済日および元金返済日の6カ月後の応当日</p> <p>○ 一部繰上返済および全額繰上返済は、任意の日に行えます。</p>
担保	○ 原則として、担保は不要です。
保証	<p>○ 原則として、新潟県農業信用基金協会の保証をご利用いただきます。</p> <p>○ 連帯保証人を求める場合があります。</p>
保証料	<p>○ 分割払いとします。約定返済日の元金返済にあわせ、保証料をお支払いいただきます。</p> <p>なお、借入実行日から3年経過後に到来する元金返済日までは年0.32%、その翌</p>

	日以降は年 0.32%（または年 0.23%）となります。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>○ 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 支店または本店金融共済部融資課(電話：0258-35-1308)にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J A バンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○ 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。 上記当 J A 本店金融共済部融資課または J A バンク相談所にお申し出ください。 新潟県弁護士会（電話：025-222-5533） そのほか、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。</p> <p>○ なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記新潟県 J A バンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。</p>
その他	<p>○ お申込みに際しては、当 J A、および原則として新潟県農業信用基金協会において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、予めご了承ください。</p> <p>○ 現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。</p>

J A えちご中越